

NHK への追加質問事項

① NHKに対する消費者相談では、「衛星契約の勧誘を強引に行われ契約してしまった後、受信機器がないことが証明されたが返金が納得いく形で行われていない」というものがあります。

具体的には

- ・いつから受信機器がないか証明できないため返金が行われなかった
- ・協会から送られてきた衛星受信状況の確認書を間違えて返送し、衛星契約になってしまった
- ・地上波との差額の返金を求めたが、契約当初まで遡ってもらえなかったなどの相談があります。

返金の仕組みについて、一定の基準があるのでしょうか。(長田構成員)

NHKでは、訪問により衛星契約のお手続きをいただくにあたっては、お客様がお使いの受信設備について、パンフレット等を活用して丁寧にお尋ねするとともに、お客様ご自身でNHKの衛星放送のチャンネルにあわせていただき、画面のロゴや現在放送されている番組を確認していただくなどして、衛星放送の受信確認を行ったうえで衛星契約の締結をお願いするよう、訪問員に指導しています。

また、ご契約後には、お客様にお手続き内容をご案内するダイレクトメールを郵送し、ご契約内容をご確認いただいています。

お客様が契約当初から衛星放送が受信できる受信設備をお持ちでないにも関わらず、誤って衛星契約を締結していただいた場合は、契約時からご返金する必要があると考えています。お客様からお申し出があり、NHKでその事実が確認できた場合は、すみやかにご返金しています。

NHKでは、今後とも、お客様に手続き内容についてご理解・ご確認をいただいたうえで受信契約の締結をお願いすることを徹底するとともに、ご返金の対応等にあたっては、事案ごとに適切に対応してまいります。

② 調査研究投資の比率は概ね2%程度以下で、NTT等に準じておりSONY等は例外的とのことでしたが、会計上の考え方や方法も少し異なるとは承知の上で、民放各社との比較はなされているのでしょうか。なされている場合、他と比較した現状はどうでしょうか。(西田構成員)

放送法では「放送及びその受信の進歩発達に必要な調査研究を行うこと」がNHKの必須業務として規定されていることから(第20条第1項第3号)、NHKには放送界全体の進歩発達に貢献する研究開発が期待されており、民放各社における研究開発とは求められる役割が異なると考えています。

実際に、NHKは日本で唯一の放送技術に関する総合的研究機関として放送技術研究所を設け、ハイビジョンなどの放送方式の標準化や、フレキシブルディスプレイなどの先駆的な技術の研究・開発を行い、得られた研究成果をNHKだけではなく、民放を含めた放送界や放送関連の産業分野にも活用いただくことで幅広く社会に還元し、視聴者サービスの向上に貢献してきました。

なお、総務省統計局「科学技術研究調査の結果」に記載の「企業における研究活動」で放送業に携わる民間企業の総売上高に対する研究投資比率を見ると、平成30年度の放送業(民間)の研究開発支出は0.08%(対総売上高比)となっています。

③ 子会社の営業利益率に関し、NHK発注分が3.1%、それ以外が5.8%だとの説明を頂戴しました。(関口構成員)

1) NHK以外からの業務受注につきましても資料2-3-1・32頁のような経年推移をお示し下さい。

推移については、平成26年度以降でお示ししますと、以下のようになります。

【NHK取引以外の営業利益率】

年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
利益率	2.8%	2.7%	3.7%	5.2%	5.8%

なお、平成30年度の子会社におけるNHKとの取引における営業利益率は、資料にも掲載しました通り、2.9%（平成30年度）となっています。

2) また、NHK以外からの営業利益率が5.8%と、NHK分の営業利益率よりも高いことの原因分析についてもご教授下さい。

NHK以外からの受注は随意契約が極めて少ないと想定され、一定程度の競争環境に晒されている中で受注活動が行われていると思われるにも関わらず、NHK以外の受注分の営業利益率が高いことの原因をどのように分析されているのでしょうか。

NHK以外の取引で利益率が高くなっているのは、見える化の実施以後、NHKの各関連団体で不採算事業の見直しに取り組んだほか、日々の営業努力とコストダウンを図りながら利益を確保し、受信料への還元を図れるよう努力をしてきたことによるものと考えています。

3) 営業経費の共通費に関し、配賦に用いられているコストドライバと費用配賦の結果（NHK受注分に配賦された営業費の額と、NHK以外からの受注分に配賦された営業費の額）についてご教授下さい。

いわゆる営業費を含む販管費は、各社の業務及び費目の特性に応じて配賦を行っています。このうちご質問の営業費（＝広報費や交際費など注文を獲得するための費用）については、基本的に、NHK取引においては発生しないと考えているため、原則、NHK取引には配賦させず、NHK以外取引に計上するよう求めています。

4) 平成 26 年度から平成 30 年度にかけて、NHK の子会社の費用配賦について、大きく影響を与える見直しは行っているでしょうか。行っている場合には、どのような内容でしょうか。

子会社の販管費の配賦について、平成 26 年度から平成 30 年度の間に、大きな見直しは行っておりません。

④1) NHKにおいて、インターネット上のフェイクニュースやデマに対して、自らの報道において事実関係を踏まえて取り上げることはあるところ、それを越えて、インターネット上のプラットフォーム事業者等のファクトチェックの取組への協力について、どのように考え、あるいは取り組まれているのか。(大谷構成員)

総務省で開催された「プラットフォームサービスに関する研究会」最終報告書を受け、インターネット上のフェイクニュースや偽情報への対応の柱の一つとして、国内外の主要プラットフォーム事業者と、表現の自由に関わるステークホルダー等が参加する「フォーラム」の設置が検討されていることを承知しています。

民間部門における自主的な取組が求められているところであり、公共放送として、どのような貢献ができるのか、関係者の意見を聞いたうえで、総合的に判断していきます。われわれ報道機関には、取材や制作のために得た情報を目的外に使用しないという共通のルールも存在するため、必要に応じて、こうした面にも配慮していきます。

NHKでは、今年2月に、取材・制作の基本姿勢を記した「放送ガイドライン」と「インターネットガイドライン」を統合し、共通の指針としてまとめ、視聴者に公表しました。今後も、NHKは、放送と、インターネットを活用し、広く社会の要請に従い、よりいっそう信頼できる情報の発信に努め、「情報の社会的基盤」としての役割を果たして参ります。

2) また、NHKにおける SoLT の最近の取組状況について。（大谷構成員）

NHK報道局の SoLT(ソーシャル・リスニング・チーム)は、事件・事故の端緒となる情報やインターネット上の独自の流行に関する情報をツイッターなどのソーシャルメディアからも把握するため、2013年に専門チームとして発足し、現在も取材活動を行っています。

SoLT 発足のきっかけの1つには、東日本大震災の時にインターネット上で広がった、うそや誤った情報の拡散があるため、こうした情報についても SoLT では毎日収集しています。

具体的な方法は、うそや誤った情報に多く含まれるキーワードを分析して検索したり、うそや誤った情報を拡散することが多いウェブサイト等を定期的に巡回したりするなど情報収集しています。

SoLT からの情報を元に、情報の内容や情報をもたらす社会的影響などのニュース性に応じて、事実関係を確認する取材を行っています。こうした、いわゆる「ファクトチェック」の結果を踏まえた情報についても、必要に応じて放送やインターネットで伝えています。

例えば、新型コロナウイルスに関しては、「ウイルスはぬるま湯で死ぬため毎日（ぬるま湯を）飲むとよい」などの医学的に誤った情報や、「原材料の不足でトイレットペーパーが品薄になる」といった生活に影響を及ぼす情報などがインターネット上で相次ぎました。こうした SoLT からの情報をもとに、専門家などに取材を行った上で、事実に基づく情報を報道しました。

インターネット上でさまざまな情報が溢れる中、NHKは公共放送・公共メディアとして、正確で公平・公正な情報を幅広く提供する役割を果たしていきます。

⑤1) 再委託先は、どのような業務についてどのような範囲で認めているのか。

(林構成員)

業務委託契約における「再委託」について、「業務委託基準」（HPで公表）では、「協会は、協会がその必要を認めて承認した場合に限り、受託者に当該委託業務の一部を他の第三者に再委託させることができるものとする。」としています（第7条）。

【関連団体との業務委託契約】

受託者である関連団体（委託先）とは委託に関する基本条項を締結していますが、その中では再委託する場合、委託先が委託業務の遂行過程および結果に対し全責任をもつこと、そして委託先が再委託先にも契約上のすべての義務を遵守させ、再委託先の行為について全責任を負うこととしています。

再委託の対象となる業務は、包括的に業務委託している業務のうち、委託先が個別に分割して再委託することが社会通念上認められ、かつ合理性があるものです。例として、関連団体に包括的に業務委託しているNHKホールの管理業務のうち、電気設備等特殊な技術を要する業務を専門業者に再委託するケースがあります。

【その他の契約】

競争契約、随意契約の区分にかかわらず、委託先と交わす各種契約書において、再委託（もしくは下請負）に関する条項があり、全部または大部分の再委託（一括再委託）の禁止、再委託の際の書面による承認、再委託先の行為の全責任を委託先が負うことを明記しています。

- 2) NHK内部において、随意契約における再委託の審査基準や再委託の適正性についてチェック機能はあるのか。ある場合には、そのチェックの基準等はあるのか。
- 3) 随意契約における再委託について、チェックの基準等がある場合、それは公表されているのか。もし、公表されていない場合には、公表することに対する見解はあるのか。
- (林構成員)

委託先が受託した業務の一部を再委託する場合は、再委託の対象となる業務の内容や理由等を委託先から明示させます。

再委託を行うことが合理的であるか、再委託する業務の範囲は適正か、再委託先の経営状況や技術力など業務遂行能力に疑義がないか、などの視点から点検を行い、再委託の可否を判断していますが、そのような基準等の公表は行っておりません。

- ⑥ 随意契約の再委託について、年間の委託件数全体と再委託を行っている件数（割合）、可能であればそれぞれの近年の推移もお示しいただきたい。
- (林構成員)

関連団体との業務委託契約における再委託の件数は3件（2019年度）です。

その他の契約については、統計的に件数はまとめておりませんが、個別に再委託について妥当性を確認しています。

監査委員会への追加質問事項

- ① 監査委員会は、子会社の業務執行の状況把握に関し、子会社の監査役と、恒常的な接点はあるのか。(多賀谷分科会長)

放送法改正を受けて、NHK執行部と子会社等の監査役による意見交換の場である、年2回の「NHKグループ監査役・監事連絡会」に常勤監査委員が、新たにオブザーバーとして参加しています。

また、子会社等の業務執行の状況把握という意味では、NHK内部監査室から、関連団体調査結果について、監査委員会として、定期的に報告を受けています。

さらに、子会社11社の社長や関連公益法人等9団体の理事長のトップヒアリングを年に1回ずつ実施しています。

加えまして、▽関連事業担当役員からの監査委員会への定期報告、▽関連事業担当役員への定期ヒアリング、▽関連事業局長との恒常的な意見交換を通じて、監査委員会では、NHK子会社等の業務執行の状況把握に努めております。